

石川県困難な問題を抱える女性への支援及び DV被害者の保護等に関する基本計画

令和6年3月
石川県

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	2
第2章 現状及び課題	3
1 現状	3
(1) 女性が抱える困難な問題に関する相談状況	3
(2) DVに関する相談状況等	6
(3) 支援対象者の保護等の状況	11
2 課題	12
(1) 支援対象者が安心して相談できる環境の整備	12
(2) 支援対象者の個々の状況に応じた最適かつ切れ目のない支援	12
(3) 暴力を許さない社会の実現に向けた教育・啓発、相談窓口の周知	13
(4) 民間団体・関係機関等との連携強化	13
第3章 基本目標	14
1 基本目標	14
2 施策体系図	14
第4章 具体的な取組、数値目標	15
1 具体的な取組	15
(1) 基本目標1 安心して相談できる体制づくり	15
(2) 基本目標2 個々の状況に応じたきめ細かな支援	16
(3) 基本目標3 安全・安心な暮らしの実現	17
(4) 基本目標4 民間団体・関係機関等との協働	18
2 数値目標	19
資料編	20
石川県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）検討委員会設置要綱	20
石川県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）検討委員会 委員名簿	21
石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画 策定の経過 ..	21

第Ⅰ章 計画策定の趣旨等

I 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）が成立しました（※1）。

令和5年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下「困難女性支援基本方針」という。）が公示されました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）については、令和5年5月に、配偶者からの暴力（以下「DV」という。※2）等の実情に鑑み、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「DV防止基本方針」という。）及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、DVの防止及び被害者の保護に関する協議会に関する規定の創設、保護命令制度の拡充等を内容とする法改正が行われました。

さらに、令和5年9月には、DV防止基本方針（令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）が告示されました。

この計画は、困難女性支援法、困難女性支援基本方針、DV防止法及びDV防止基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性やDV被害者（以下「支援対象者」という。※3）への支援に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象者に対して必要な支援が確実に届くことを目指すために策定するものです。

※1 困難女性支援法において、「『困難な問題を抱える女性』とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」と規定されています。

また、困難女性支援法は、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものです。

なお、この計画において支援の対象となる「女性」には、性自認が女性であるトランスジェンダーの人を含みます。

※2 この計画における「配偶者」は、DV防止法における定義と同義です。「配偶者からの暴力」には、配偶者からの身体に対する暴力のほか、身体や心を傷つけるすべての行為を含みます。また、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。さらに、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力についても、この計画の内容を準用します。

※3 「DV被害者」については、性別を問いません。

2 計画の位置付け

困難女性支援法第8条第1項及びDV防止法第2条の3第1項に基づき策定するものです。

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化により新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の進行管理

毎年、本計画に基づく施策の実施状況について調査し、計画の進捗状況を検証します。

第2章 現状及び課題

| 現状

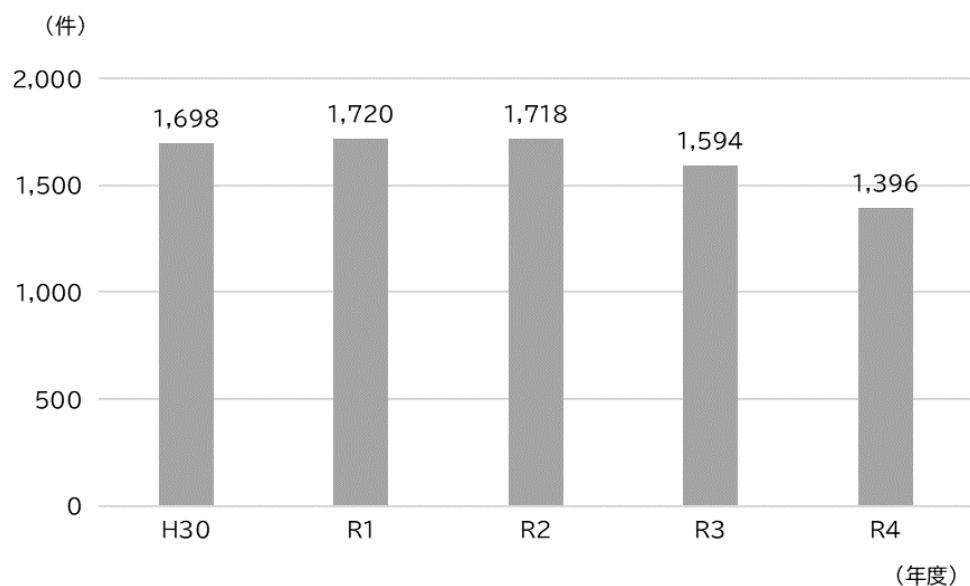
(Ⅰ) 女性が抱える困難な問題に関する相談状況

① 石川県女性相談支援センターへの相談状況

石川県では、石川県女性相談支援センター（以下、「女性相談支援センター」という。）に女性相談支援員（旧婦人相談員）3名（令和5年10月1日現在）を配置し、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しています。

女性相談支援センターで受け付けた相談の件数の推移を見ると、過去5年間では令和元年度の1,720件が最も多くなっています。近年の件数は減少傾向にありますが、関係機関からは「自ら相談窓口へつながることのできない女性もいる」という声があり、依然として、支援が必要なケースが一定数あると考えられます。

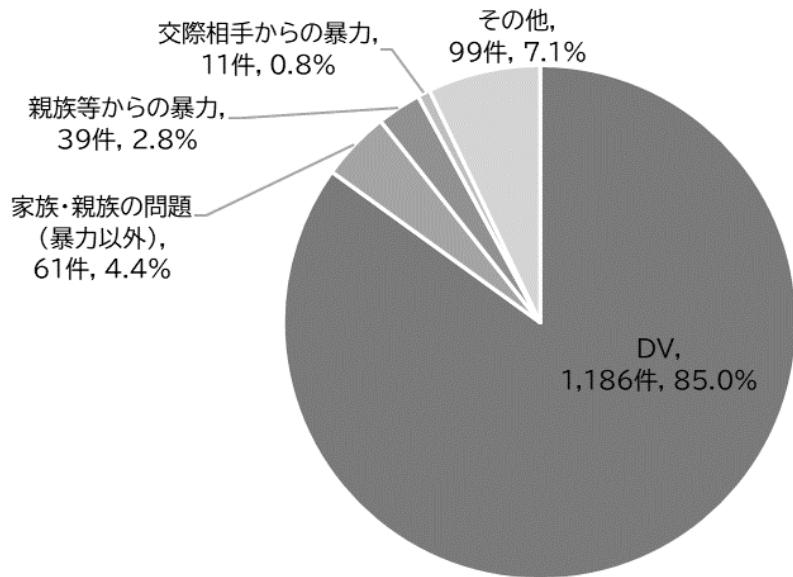
【女性相談支援センターにおける相談件数の推移】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

令和4年度の相談について、その相談内容の内訳としてはDVが最も多く、85.0%を占めています。

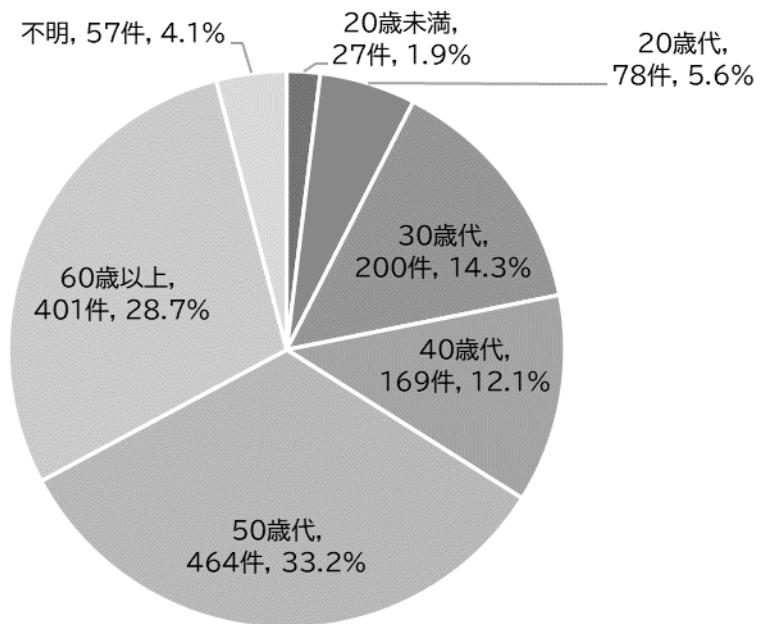
【女性相談支援センターにおける相談件数の内訳（内容別）（令和4年度）】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

また、相談者の年代別では、50歳代、60歳以上で全体の6割以上を占めています。

【女性相談支援センターにおける相談件数の内訳（年代別）（令和4年度）】



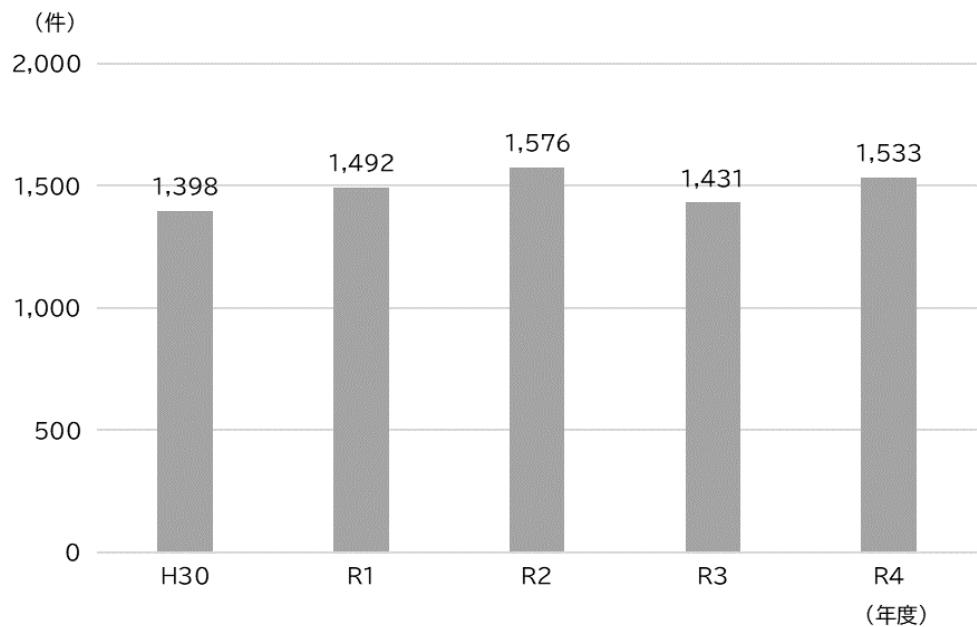
出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

② 市の女性相談支援員（旧婦人相談員）への相談状況

県内では、県のほかに金沢市、七尾市、小松市、輪島市、白山市が女性相談支援員（旧婦人相談員）を計11名（令和5年10月1日現在）配置しています。

市の女性相談支援員（旧婦人相談員）が受け付けた相談の件数の推移を見ると、近年、1,500件程度で推移しています。

【市の女性相談支援員における相談件数の推移】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

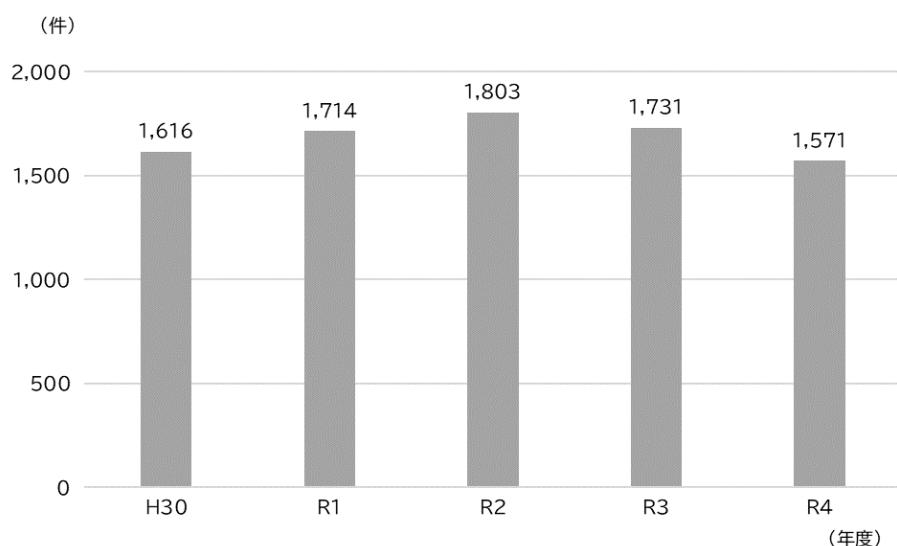
(2) DVに関する相談状況等

① 県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県内に配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設は2施設（女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）あります（令和5年10月1日現在）。

配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談の件数の推移を見ると、令和2年度の1,803件が最も多くなっています。近年の件数は減少傾向にありますが、「男女共同参画に関する県民意識調査」(p.7~8参照)からは、どこ(だれ)にも相談をしていないDV被害者もいることが明らかになっており、依然として、支援が必要なケースが一定数あると考えられます。

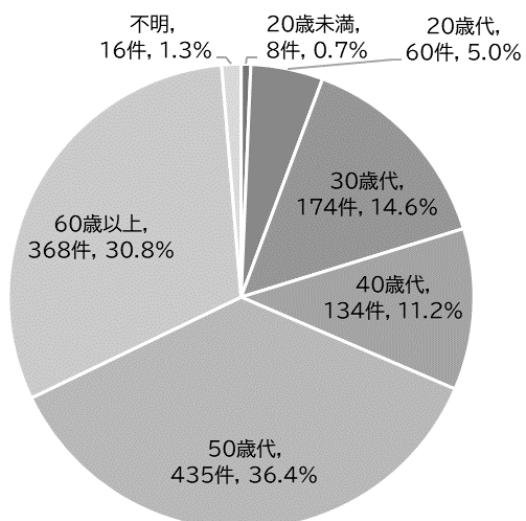
【石川県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

また、令和4年度に女性相談支援センターで受け付けたDV相談について、相談者の年代別で見ると、50歳代、60歳以上で全体の6割以上を占めています。

【女性相談支援センターにおけるDV相談件数の内訳（年代別）（令和4年度）】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

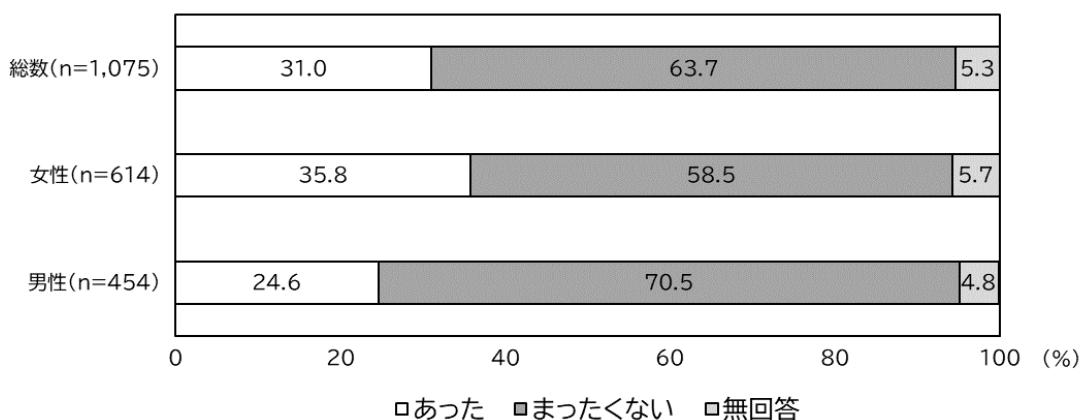
② DV被害の経験

石川県では5年ごとに実施する「男女共同参画に関する県民意識調査」において、DVに関する県民の意識等について調査を行っています。

令和2年度に行った調査では、これまでに何らかの被害経験があった人は31.0%（女性35.8%、男性24.6%）でした。女性は約3人に1人、男性は約4人に1人が被害にあっている状況です。

【DV被害の経験の有無】

<問>配偶者からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）



※『あつた』は、調査票選択肢の「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの。
※図中のnとは、比率算出の基底を表すもので、回答者数のことである（以下同じ）。

出典：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

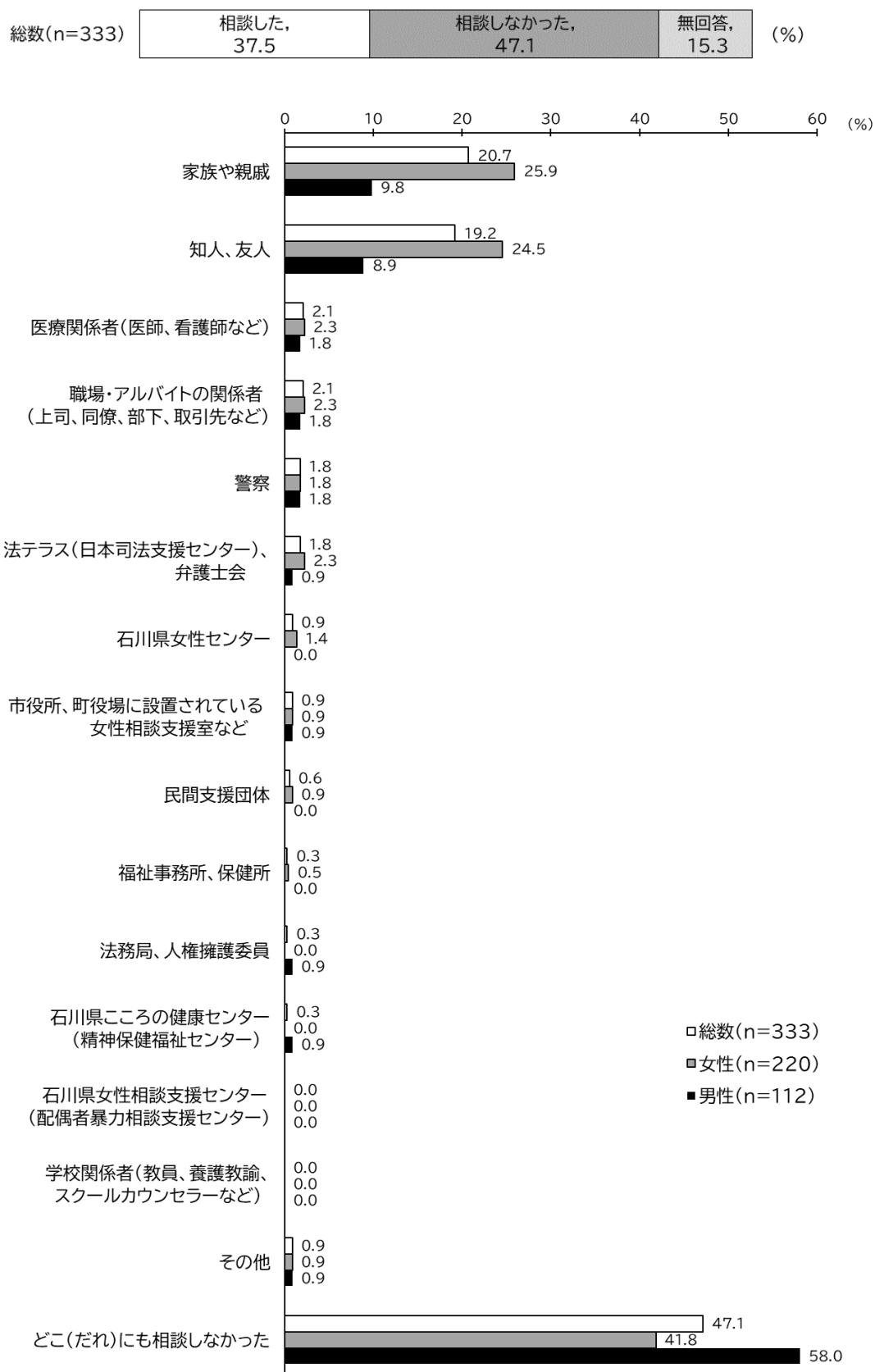
③ DVについての相談経験

DVの被害を受けたことが「これまでにあった」と答えた人に、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしたことがあるかをたずねたところ、「相談した」と答えた人は37.5%、「相談しなかった」と答えた人は47.1%で、半数近くの人が相談しなかったという状況です。

相談先では、「家族や親戚」（20.7%）と「知人、友人」（19.2%）が多くなっています。

【DVについての相談経験の有無】

<問>あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為について、どこ(だれ)かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(複数回答)



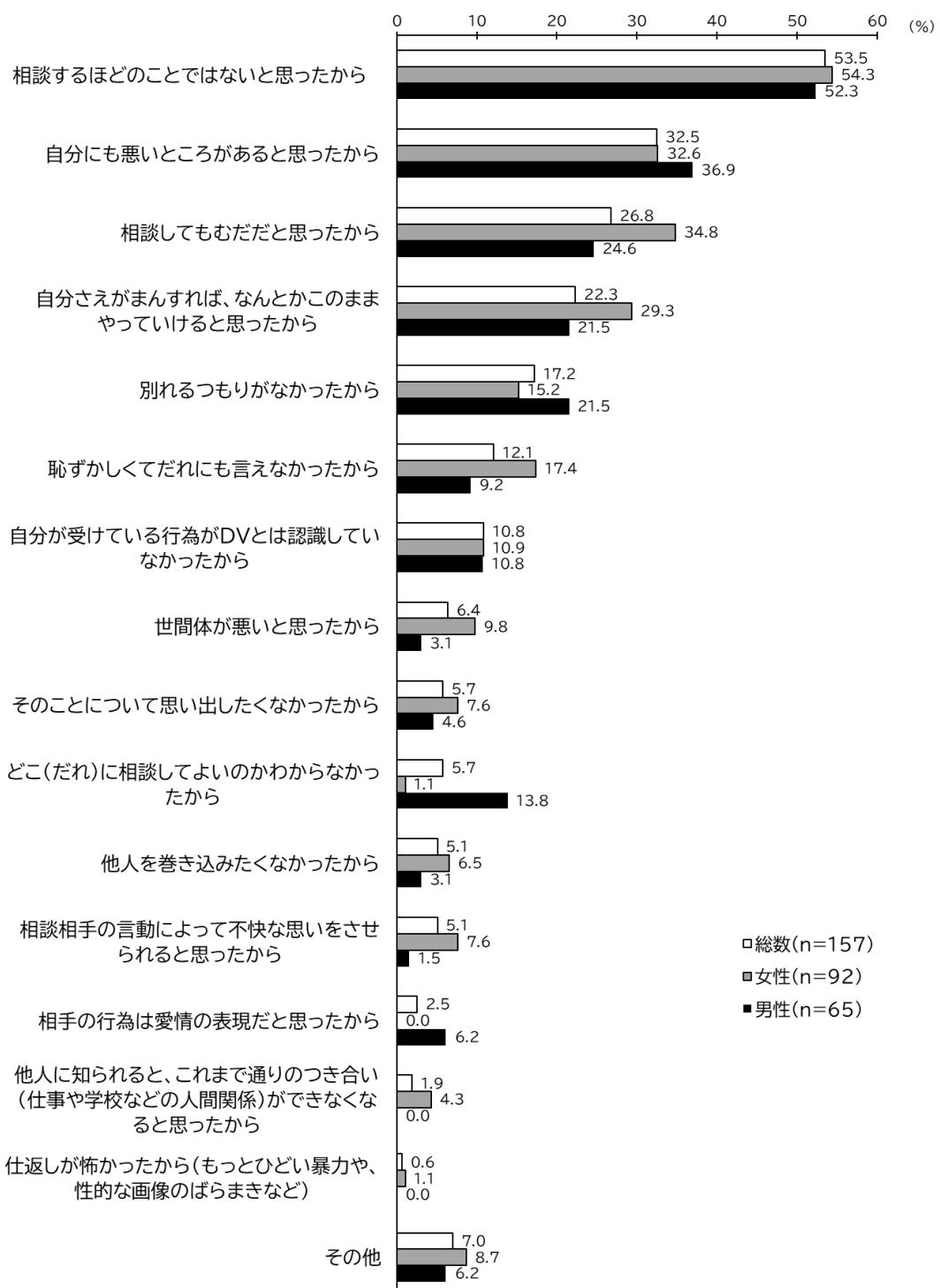
出典：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

④ DVについて相談しなかった理由

DVの被害を受けながら「相談しなかった」と答えた人に、その理由をたずねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」(53.5%)が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」(32.5%)、「相談してもむだだと思ったから」(26.8%)となっています。

【DVについて相談しなかった理由】

<問>どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(複数回答)



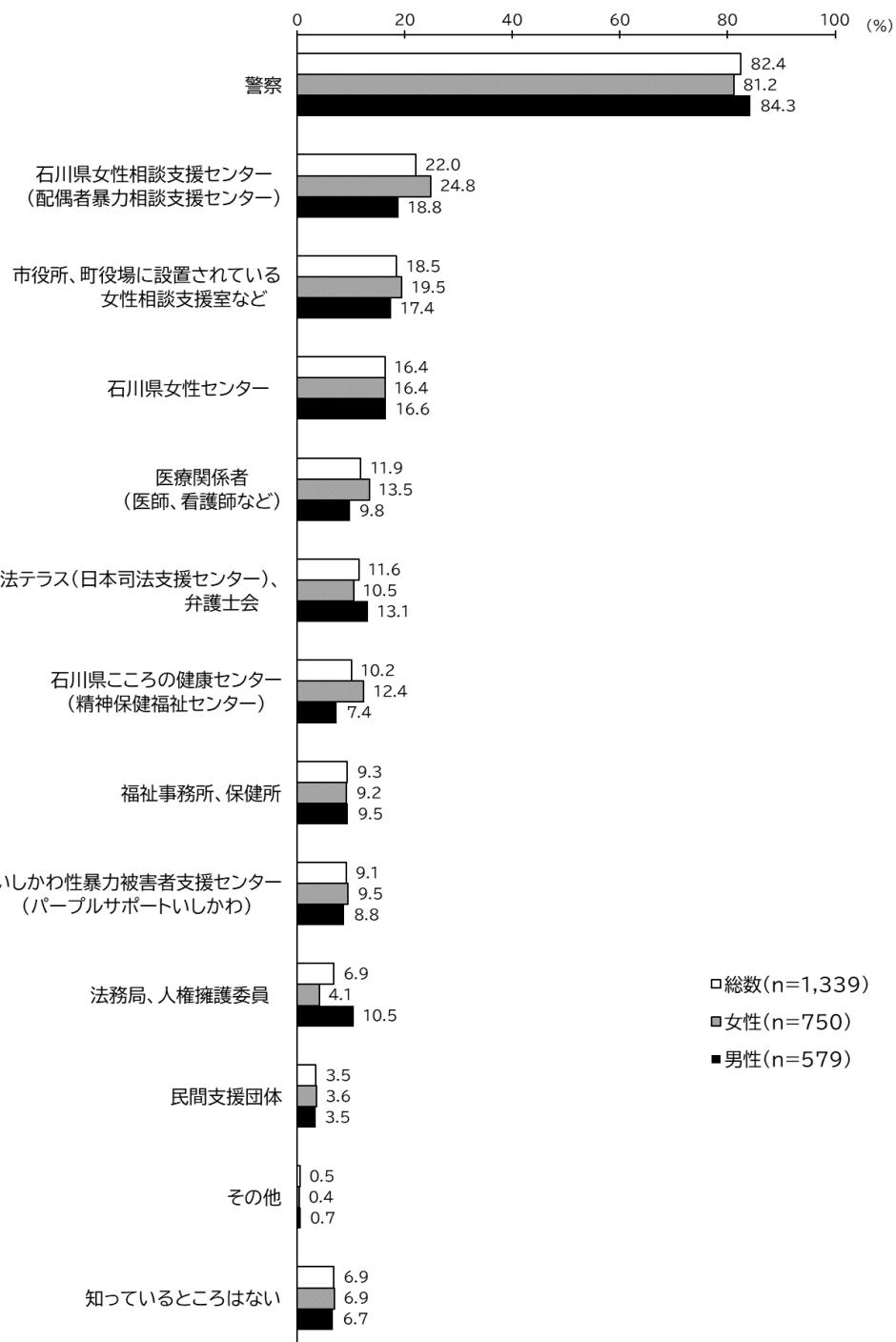
出典：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

⑤ 相談機関等の認知度

相談機関等の認知度については、「警察」(82.4%) が最も高くなっています。それ以外の機関については周知が進んでおらず、「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」を知っていたと答えた人は 22.0%となっています。

【相談機関等の認知度】

<問>DVや性暴力を受けたとき、相談できる機関や関係者であなたが既に知っていたものすべて答えてください。(複数回答)



出典：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

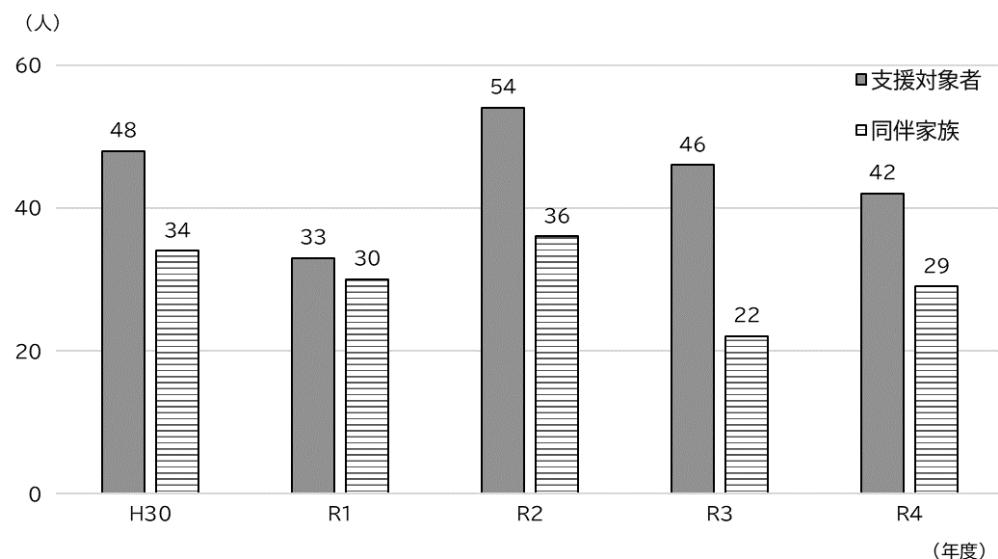
(3) 支援対象者の保護等の状況

① 女性相談支援センターにおける一時保護の状況

女性相談支援センターでは、支援対象者を緊急に保護する必要がある場合には、その同伴児童等の家族を含めて一時保護を行っています。

過去5年間の一時保護人数（同伴家族を除く。）は、30人から50人程度で推移しています。

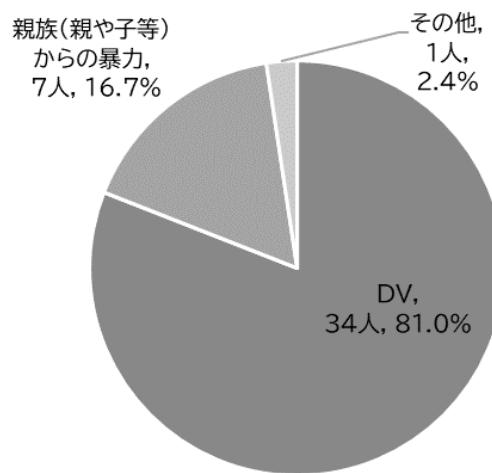
【女性相談支援センターにおける一時保護人数】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

また、一時保護の理由の内訳（令和4年度）としては、DVが約8割を占めています。

【女性相談支援センターにおける一時保護の理由（令和4年度）】



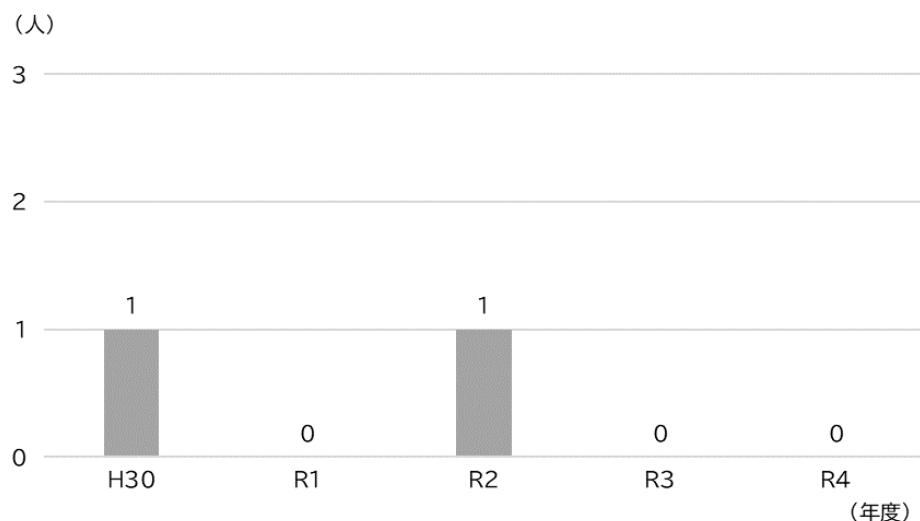
出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

なお、支援対象者に応じた適切な保護を行う観点から、必要に応じて、一時保護を民間団体へ委託しています。過去5年間で一時保護を行った人数（延べ223人。同伴家族を除く。）のうち、委託による一時保護を行った人数は2人です。

② 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の状況

石川県では、困難な問題を抱える女性の状況に応じて、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）での支援も行っていますが、近年、入所に至るケースが少なく、過去5年間の入所者数は2人です。

【女性自立支援施設の入所者数の推移】



出典：石川県女性活躍・県民協働課調べ

2 課題

(1) 支援対象者が安心して相談できる環境の整備

女性相談支援センターでは、30歳未満の人々からの相談が少ない現状です。このことから、困難な問題を抱えていても、行政機関の相談窓口にたどり着けない人や、支援を受けられることに気づいていない人もいると考えられます。支援対象者が気軽にかつ安心して相談できる環境づくりや、相談のきっかけづくりに取り組む必要があります。

また、相談の際に支援対象者が二次被害を受けることのないよう、人権に配慮した適切な対応を図っていかなければなりません。

(2) 支援対象者の個々の状況に応じた最適かつ切れ目のない支援

支援対象者の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、支援対象者それぞれの意思を尊重しながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じて適切に支援していく必要があります。

特に、DV被害者の支援においては、加害者が探索することにより危害を加えられる危険性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、支援を行う必要があります。

(3) 暴力を許さない社会の実現に向けた教育・啓発、相談窓口の周知

DVや性暴力の防止に向けて、すべての個人が互いに人権を尊重するとともに、暴力を許さないという意識を社会全体で共有していく必要があります。

また、女性相談支援センターの認知度が低いことから、積極的な広報を行う必要があります。

(4) 民間団体・関係機関等との連携強化

県内には、独自の支援を実施している民間団体が存在しており、これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、支援対象者への支援を進める上で有効です。この点を踏まえ、支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められます。

また、複合化・複雑化した問題の解決には、それぞれの問題に関わる多様な関係機関・関係者（以下「関係機関等」という。）との連携が重要です。

一方で、市町をはじめとする関係機関の中には、問題解決の能力や豊富な経験を有する相談員を配置している機関もありますが、そのような相談員を配置することが困難な機関も見られます。

これらのことから、女性相談支援センターには、関係機関等と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たすこと、さらには、支援の中核機関として、専門的な援助を必要とする事案や処遇の難しい事案にも対応することが求められます。

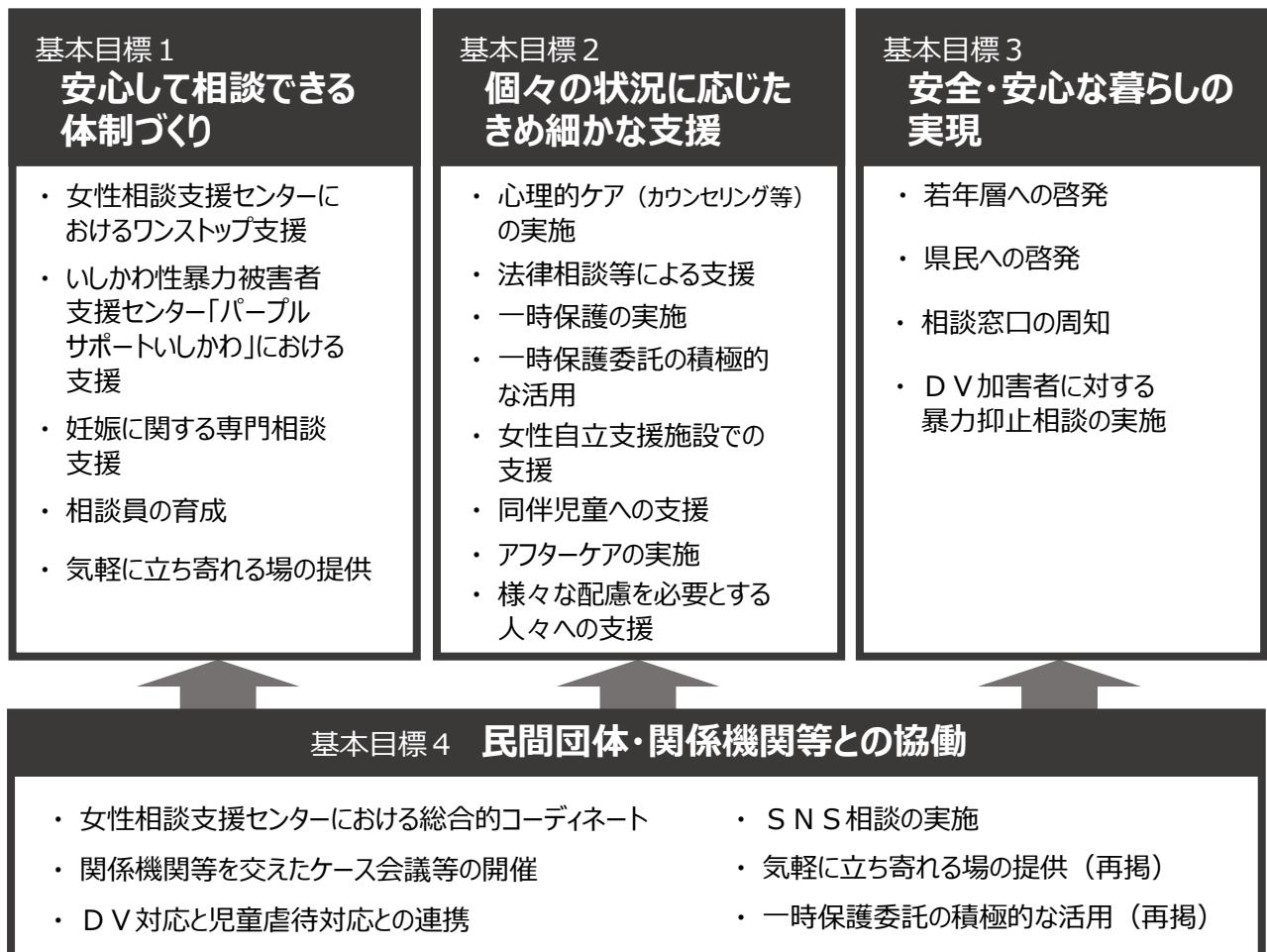
第3章 基本目標

Ⅰ 基本目標

以上の課題を踏まえ、次のとおり基本目標を定めます。

- 基本目標 1 安心して相談できる体制づくり
- 基本目標 2 個々の状況に応じたきめ細かな支援
- 基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
- 基本目標 4 民間団体・関係機関等との協働

2 施策体系図



第4章 具体的な取組、数値目標

| 具体的な取組

(1) 基本目標 | 安心して相談できる体制づくり

支援対象者が必要な支援を受けることができるよう、安心して相談できる環境を整備するとともに、ワンストップで支援を行います。また、困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるよう、SNS相談や気軽に立ち寄れる場の提供に取り組みます。

① 女性相談支援センターにおけるワンストップ支援

女性相談支援センターにおいて、面接（対面・オンライン）や電話による相談支援を行います。また、困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるよう、民間団体と協働し、SNSを活用した相談支援も行います。

さらに、無料法律相談やカウンセリング、各種支援情報の提供、関係機関等への同行、緊急時の安全確保等を実施し、ワンストップで支援を行います。

② いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」における支援

性暴力や性的搾取等の性的な被害を受けた支援対象者に対しては、「パープルサポートいしかわ」において、面接や電話、メールによる相談支援、カウンセリング、各種支援情報の提供、関係機関等への同行等の支援を行います。

③ 妊娠に関する専門相談支援

予期せぬ妊娠等の悩みを抱える支援対象者に対し、電話、メール、SNSを活用した相談支援を行います。

④ 相談員の育成

女性相談支援センター及び関係機関の相談員等を対象とした研修を継続的に実施し、相談員の育成と資質向上に取り組みます。

⑤ 気軽に立ち寄れる場の提供

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる場（交流会や相談会等）を民間団体と協働して提供します。

(2) 基本目標2 個々の状況に応じたきめ細かな支援

支援対象者それぞれの状況に応じて、心理的ケア、法律相談による支援、一時保護等のきめ細かな支援を行います。

① 心理的ケア（カウンセリング等）の実施

支援対象者が精神的ダメージを受けているケースについては、女性相談支援センターにおいて専門職によるカウンセリング等を行い、回復に向けて支援します。

② 法律相談等による支援

女性相談支援センターにおいて、弁護士による無料法律相談を実施します。また、DV被害者が保護命令制度を円滑に利用できるよう、DV被害者に対する情報提供を行います。

③ 一時保護の実施

女性相談支援センターでは、緊急時には24時間体制で支援対象者の一時保護を実施します。その際は、警察等と連携し、状況に応じた安全確保を行います。

④ 一時保護委託の積極的な活用

個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行うため、積極的に民間団体へ一時保護委託を行います。

⑤ 女性自立支援施設での支援

中長期的な支援が必要な女性に対しては、女性自立支援施設において、専門的な自立支援を行います。

⑥ 同伴児童への支援

一時保護中や女性自立支援施設入所中の同伴児童に対して、学習や保育の機会を適切に確保します。

⑦ アフターケアの実施

一時保護終了後や女性自立支援施設退所後の支援対象者に対して、関係機関等と連携しつつ継続的なフォローアップを行います。

⑧ 様々な配慮を必要とする人々への支援

外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティなど様々な配慮を必要とする支援対象者に対応できるよう、女性相談支援センター及び関係機関の相談員等を対象とした研修を実施するほか、関係機関等と連携した支援を行います。

(3) 基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

暴力を許さないという意識を社会全体で共有するため、積極的な啓発・広報等に取り組みます。

① 若年層への啓発

若年層（高校生等）を対象に、DVや性暴力の防止に向けた啓発講座を開催するとともに、リーフレットの配布を通じた啓発を実施します。また、性犯罪・性暴力から子どもを守る「生命（いのち）の安全教育」（※）を推進します。

※ 「生命（いのち）の安全教育」とは、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための教育です。生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階（幼児期、小学校、中学校、高校等）に応じて身に付けることを目指すものです。

② 県民への啓発

暴力のない社会を実現するため、「いしかわパープルリボンキャンペーン」などの様々な機会をとらえて、効果的な手段により啓発・広報を行います。その際には、加害を予防する観点にも配慮します。

③ 相談窓口の周知

女性相談支援センターの認知度向上に向け、積極的な広報・周知を行います。併せて、関係機関の相談窓口についても、周知します。

④ DV加害者に対する暴力抑止相談の実施

石川県こころの健康センターにおいて、加害者に対する暴力抑止相談を実施し、加害者が暴力を必要としない人間関係を構築できるように働きかけます。

(4) 基本目標4 民間団体・関係機関等との協働

支援を必要とする人に確実に支援を届けるため、また、多様化・複合化・複雑化した問題を解決するため、民間団体・関係機関等と協働・連携した取組を行います。その際、あらゆる社会資源の活用を検討しながら、取り組みます。

また、基本目標4については、横断的な目標として位置づけるものであり、基本目標1～3に掲げた取組を実施する際にも、民間団体・関係機関等との協働・連携を図ります。

なお、民間団体については、すべての団体が適切であるとは限らないという指摘もあります。このことから、民間団体との連携に当たっては、支援対象者や民間団体・関係機関等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めます。

① 女性相談支援センターにおける総合的コーディネート

支援対象者を適切な支援につなげるため、女性相談支援センターでは県の中核機関として主たる調整機能を果たし、総合的なコーディネートを行うことにより、民間団体・関係機関等と連携・協働して支援を行います。

特に、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、最も身近な行政主体である市町の役割が重要であることから、市町との十分な連携を図ります。

② 関係機関等を交えたケース会議等の開催

支援対象者に対して早期に円滑かつ適切な支援を行うとともに、地域の支援関係者の連携を深めるために、女性相談支援センター及び関係機関等によるケース会議や協議会を開催します。

③ D V 対応と児童虐待対応との連携

D V と児童虐待が重複して発生している可能性があることを踏まえ、市町の要保護児童対策地域協議会の活用などにより、女性相談支援センターと児童虐待対応機関とが連携して支援を行います。

④ S N S 相談の実施

困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるよう、民間団体と協働し、S N S を活用した相談支援を行います（再掲）。

⑤ 気軽に立ち寄れる場の提供（再掲）

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる場（交流会や相談会等）を民間団体と協働して提供します。

⑥ 一時保護委託の積極的な活用（再掲）

個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行うため、積極的に民間団体へ一時保護委託を行います。

2 数値目標

計画を推進するため、以下の数値目標を設定します。

項目	現状値 (年度)	目標値 (年度)	関連する基本目標
女性相談支援センター及び関係機関の相談員等を対象とした研修の実施回数	2回／年 (R5)	4回／年 (毎年度)	・基本目標1 安心して相談できる体制づくり
県主催の研修への参加市町数	15 (R5)	19(全市町) (毎年度)	・基本目標2 個々の状況に応じたきめ細かな支援
DV・性暴力に関する若年層向け啓発講座の実施数	101講座 (H30～R4) (累計)	150講座 (R6～R10) (累計)	・基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

資料編

石川県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第1項に規定する都道府県基本計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、石川県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の内容のこと。
- (2) その他計画に関連して必要な事項のこと。

（組織）

第3条 検討委員会は、困難な問題を抱える女性への支援に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 検討委員会は、第1条に規定する計画の策定をもって解散する。

（会議）

第4条 検討委員会は、事務局が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 検討委員会の事務局は、石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課内に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

石川県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	備考
荒木 友希子	金沢大学人間社会研究域人文学系教授	
戒田 由香里	石川県県民文化スポーツ部次長	
角田 雅彦	石川県こころの健康センター所長	
中村 明子	弁護士	
弘崎 弘美	DVホットラインのと事務局長	
福村 一	石川県女性相談支援センター所長	
南口 政人	母子生活支援施設MCハイツ平和施設長	
宗末 勝英	石川県警察本部生活安全部人身安全・少年保護対策課長	
八重澤 美知子	金沢大学名誉教授	委員長

(五十音順、敬称略)

石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画
策定の経過

日程	内容
令和5年7月24日	第1回検討委員会 計画の骨子案についての検討
令和5年11月13日	第2回検討委員会 計画の素案についての検討
令和6年1月29日 ～2月19日	パブリックコメントの実施
令和6年3月	計画策定

**石川県困難な問題を抱える女性への支援及び
DV被害者の保護等に関する基本計画**

策定:令和6年3月

石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL:076-225-1376

ホームページ:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/danjo/>